

6. 履修手続

(1) 履修登録について

学部から示される履修課程表及び時間割、シラバス等に基づいて、定められた期日までに履修しようとする授業科目を大学内のパソコンから履修登録をしなければならない。

履修の手続きについては、その都度掲示するので、掲示板に注意すること。

(2) 教育学部専門教育科目の履修

教育学部専門教育科目（教職免許科目）の履修については、その都度掲示するので、指定された期日までに手続きすること。

(3) 集中講義

集中講義の履修については、その都度掲示するので、指定された期日までに手続きすること。

7. 大学院への進学

農学部及び環境理工学部を基礎学部とする大学院として、岡山大学大学院環境生命科学研究科が設置されています。この大学院の専攻及び講座の内容については、それぞれの年度に発表される入学案内によること。

8. 諸資格および教育職員免許状の取得

(1) 危険物取扱者試験甲種受験資格：危険物取扱者には甲種、乙種、丙種があり、その中で甲種は消防法に定められている全ての危険物の取扱いが可能な資格である。化学関連の授業科目を15単位以上修得した場合に受験資格がある。試験は各都道府県ごとに実施されている。岡山県の問い合わせ先は消防試験研究センター岡山県支部（086-271-6727）である。詳細については教務学生担当に問い合わせること。

(2) 食農環境管理士：この資格は「農と環境保全」「農と食の安全」を総合的にコーディネートする専門家を認定するもので、（財）農民教育協会が実施する資格試験を受験する必要がある。この資格には農業環境部門・農産食品部門の2部門があり、通常、それにつき3科目を受験しなければならないが、農学部で開講されている科目のうち、食品衛生学または農産物利用学を修得していれば、各部門で3科目のうち1科目について受験科目が免除される。詳細については教務学生担当に問い合わせること。

(3) 食品衛生管理者・食品衛生監視員：この資格を取得するためには、農学部履修細則（学生便覧10～11ページ）及び次ページ記載の「食品衛生資格取得コース履修科目表」をよく承知しておくこと。

① 食品衛生管理者とは、当該の食品又は添加物の製造及び加工を衛生的に管理するための専門資格であり、当該の施設ごとに配置することが義務づけられている。

この資格は、卒業後に衛生管理を必要とする施設等に就職してから、当該の都道府県に申請することにより取得できる。

② 食品衛生監視員とは、国、都道府県及び保健所を設置する市で、食品衛生に関する監視、指導等に従事する職員（国家及び地方公務員）のことである。詳細については国又は都道府県等の募集要項を参照されたい。

食品衛生資格取得コース履修科目表

| 必修・選択の別 | 科 目 名 | 区 分 | 単位数 | 備 考 | 必要修得単位数 |
|---------------|-----------------|-----|-----|-----|----------------------------|
| 選択必修科目 | 分析化学 | A群 | 2 | | |
| | 有機化学 I | A群 | 2 | | |
| | 有機化学 II | A群 | 2 | | |
| | 有機化学 III | A群 | 2 | | |
| | 生物有機化学 | A群 | 2 | | |
| | 生理活性物質化学 | A群 | 2 | | |
| | 基礎分析化学実験 | A群 | 2 | | |
| | 農芸化学コース実験 I | A群 | 2 | | |
| | 農芸化学コース実験 II | A群 | 2 | | |
| | 農芸化学コース実験 III | A群 | 2 | | |
| 選 択 科 目 | 農生命化学 | B群 | 2 | | 22 単位以上 |
| | 生物化学 I | B群 | 2 | | |
| | 栄養生化学 | B群 | 2 | | |
| | 生物化学 II | B群 | 2 | | |
| | 畜産食品学 | B群 | 2 | | |
| | 生物化学 III | B群 | 2 | | |
| | 食品化学 | B群 | 2 | | |
| | 食品生化学 | B群 | 2 | | |
| | 細胞生化学 | B群 | 2 | | |
| | 基礎生物学実験 | B群 | 2 | | |
| | 応用植物科学コース実験 I | B群 | 2 | | |
| | 応用植物科学コース実験 II | B群 | 2 | | |
| 選 択 科 目 | 応用植物科学コース実験 III | B群 | 2 | | A群からE群の中からそれぞれ1科目以上を履修すること |
| | 応用動物科学コース実験 I | B群 | 2 | | |
| | 応用動物科学コース実験 II | B群 | 2 | | |
| | 応用動物科学コース実験 III | B群 | 2 | | |
| | 基礎微生物学 | C群 | 2 | | |
| | 応用微生物学 I | C群 | 2 | | |
| 選 択 科 目 | 応用微生物学 II | C群 | 2 | | 40 単位以上 |
| | 畜産食品微生物学 | C群 | 2 | | |
| | 応用微生物学 III | C群 | 2 | | |
| | 環境微生物学 | C群 | 2 | | |
| | 公衆衛生学 | D群 | 2 | | |
| | 食品衛生学 | D群 | 2 | | |
| 選 択 科 目 | 農学概論 | E群 | 2 | | |
| | 農業生物学 | E群 | 2 | | |
| | 農業資源学 | E群 | 2 | | |
| | 農芸化学コース概論 | E群 | 2 | | |
| | 応用植物科学コース概論 | E群 | 2 | | |
| | 応用動物科学コース概論 | E群 | 2 | | |
| | 環境生態学コース概論 | E群 | 2 | | |
| | 基礎分子生物学 | E群 | 2 | | |
| | 植物遺伝学 | E群 | 2 | | |
| | 植物生理学 | E群 | 2 | | |
| | 植物病理学 | E群 | 2 | | |
| | 農産物生理学 | E群 | 2 | | |
| | 動物生理学 | E群 | 2 | | |
| | 農業経営学 | E群 | 2 | | |
| | 環境保全学 | E群 | 2 | | |
| | 農産物利用学 | E群 | 2 | | |
| | 遺伝子工学 | E群 | 2 | | |
| | 動物遺伝学 | E群 | 2 | | |
| | 動物育種学 | E群 | 2 | | |
| | 動物生殖生理学 | E群 | 2 | | |
| | 動物栄養学 | E群 | 2 | | |
| | 農産食品工学 | E群 | 2 | | |
| | 酵素化学 | E群 | 2 | | |
| | 病態分子生物学 | E群 | 2 | | |
| | 植物ウイルス学 | E群 | 2 | | |
| | 動物生産管理学 | E群 | 2 | | |
| | 食品栄養学 | E群 | 2 | | |
| | 資源管理学 | E群 | 2 | | |
| 食料情報学 | E群 | 2 | | | |
| 動物生体防御学 | E群 | 2 | | | |
| 家畜伝染病学（家畜疾病学） | E群 | 2 | | | |

○ 科目区分は以下のとおり

A群：化学関係科目 B群：生物化学関係科目 C群：微生物学関係科目

D群：公衆衛生学関係科目 E群：その他関連科目

○ 食品衛生資格取得コース科目の履修にあたっては、 A群からE群の中からそれぞれ1科目以上を履修し、かつA群からD群の科目群で合計22単位以上、全体で40単位以上修得しなければならない。

- (4) **家畜人工授精師資格**：この資格を取得するためには各都道府県が実施する講習会で所定の科目を修得する必要がある。農学部で開講されている科目のうち、応用動物科学コース概論、動物栄養学、動物生産管理学、動物育種学、動物組織・形態学、動物生殖生理学、動物発生工学、動物細胞科学、牧場実習、応用動物科学コース実験Ⅰについてはこの講習会の受講及び修業試験に関わる代替科目として認定されている。従ってこれらの科目を修得していれば本資格取得のための受講科目が一部免除される。詳細については教務学生担当に問い合わせること。
- (5) **実験動物一級技術者受験資格**：この資格は実験動物の生産や動物実験に関する知識・技術を持つ専門家を認定するもので、(社)日本実験動物協会が行っている。総合農業科学科において実験動物学・動物生産科学に関連する講義および基礎生物学実験、応用動物科学コース開講の実験を受講し、所定の単位を取得すると在学中（4年次）に受験資格を得ることができる。問い合わせ先(社)日本実験動物協会(TEL: 03-3864-9730, HP: <http://group.lin.go.jp/jsla/>)である。詳細については教務学生担当に問い合わせること。
- (6) **教育職員免許（高等学校（理科・農業））**：農学部規程第24条により職員免許状を取得するための単位修得要領は以下のとおりである。

●免許状の種類及び教科

| 免許教科 | 免許状の種類 |
|------|-------------|
| 理科 | 高等学校教諭1種免許状 |
| 農業 | 高等学校教諭1種免許状 |

●免許を取得するための単位修得方法

① 基礎資格および最低単位修得数

| 免許状の種類 | 教科 | 基 础 資 格 | 最 低 修 得 单 位 数 | | | |
|--------|-----|-------------|---------------|-------------|----------|--------------|
| | | | 教養教育科 目 | 専 門 教 育 科 目 | | |
| | | | | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 |
| 高 一 種 | 理 科 | 学士の学位を有すること | 8 単位 | 20 単位 | 23 単位 | 16 単位 |
| | 農 業 | 学士の学位を有すること | 8 単位 | 20 単位 | 23 単位 | 16 単位 |

(注) 「教科又は教職に関する科目」の単位は、最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」を充てることができる。

② 教養教育科目的単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目 | 教養教育科目 科 目 区 分 | 授 業 科 目 | 備 考 |
|---------------|-------------------|--------------------|-----|
| 日本国憲法 | 個別科目(人文・社会科学) | 日本国憲法 | 必 修 |
| 情報機器の操作 | 個別科目(情報科学) | 情報処理入門(情報機器の操作を含む) | |
| 体 育 | 個別科目(生命・保健科学) | 健康・スポーツ科学 | |
| | | するスポーツ演習 | |
| 外国語コミュニケーション | 外 国 語 科 目 | 総 合 英 語 1 | |
| | | 総 合 英 語 4 | |